

## 文京区暴力団排除条例Q & A

**Q 1 東京都で暴力団排除条例を制定したのに、なぜ、文京区でも独自に暴力団排除条例を制定する必要があるのですか？**

A 安全で安心なまちを標榜する区においても、暴力団による犯罪は毎年一定件数発生しております。都の条例では、都が主体となる契約や都施設の利用において暴力団を排除しており、区が主体となる場合においても同様の対応をとる必要があります。

また、すでに全都道府県で条例が制定され、周辺区市町村にも条例制定の動きがあります。区民の安全・安心のため、警察等と連携しつつ、暴力団排除の姿勢を明確にし、暴力団活動の拠点とされないまちづくりを進める必要があると考え、条例を制定するものです。

**Q 2 暴力団を排除するため、区は具体的にどのような対応をとるのですか。**

A 区では、暴力団が契約の相手方とならないよう、また、住宅を含めた区施設の利用者とならないような対策を講じます。さらに、都より強化した取組みとして、区の区域内全域において、暴力団事務所の開設を禁止します。

**Q 3 この条例の制定により、区民や事業者は何らかの義務が課されるのですか？**

A 具体的な義務を課されることはありませんが、都条例と同様、基本理念（「暴力団と交際しないこと」「暴力団を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」）に基づいて、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知ったような場合には、その情報提供等に努めていただくこととしております。

**Q 4 条例に違反した場合、罰則を与えられるのでしょうか？**

A 区の条例には罰則規定はありません。

**Q 5 旧友などに暴力団員がいた場合、一切の係わりを持ってはいけないのですか？**

A 個々の私的な交際まで立ち入るものではありません。

ただし、事業者として事業を行う際に、暴力団員である友人が暴力行為等を行ったことに対して謝礼を支払うなどの利益供与をした場合には、都条例違反になります。

Q 3の答えにもあるように、基本理念にのっとり対応をお願いします。